

○さゆり公園体育館冷暖房設備及び暖房機器の利用について

さゆり公園体育館に整備した冷暖房設備等の利用を開始します。

【利用を開始する設備】

- ・冷暖房設備(エアコン)

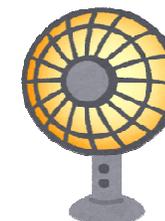


【利用料を徴収する設備等】

- ・冷暖房設備(エアコン)、暖房機器(ジェットヒーター)
設備等の利用料は、電気料や燃料代の実費分としてお支払いいただきます。

【利用の開始及び利用料を徴収する時期】

- ・令和5年1月1日から ※暖房機器は利用料の徴収開始



区 分		8時30分から 12時30分	13時から17時	17時から22時	摘 要
冷暖房設備 (1時間につき)	町内者	1,100	1,100	1,100	
	町外者	1,400	1,400	1,400	
暖房機器 (1時間につき)	町内者	500	500	500	
	町外者	600	600	600	